

別表（第2条、第4条、第8条関係）

事業区分	補助事業者	事業実施主体	補助対象経費	補助率	補助金上限額
次世代型 ハウス整備 事業	市町村、 農業法人 又は民間 企業	市町村、市町村 農業公社、農業 協同組合、農業 協同組合連合 会、農業法人、 農業者が組織 する団体又は 民間企業	次の施設及び設備の整備に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ハウス本体（主骨材、ペット、樋、天窓、被覆資材（耐用年数5年以上のものに限る。）、止水シート等） ・附帯設備（換気設備、灌水設備、暖房設備、流出防止装置付き燃料タンク、防除設備、電照設備、養液設備、カーテン設備、炭酸ガス発生機、環境測定装置等で、ハウスと一体的に整備するものに限る。） ・管理棟（ハウスと一体的な整備に限る。） ・簡易な基盤整備（ハウスの整備と一体的に行う畦畔除去、ほ場の均平化、用水確保、排水対策に要する経費（10a当たり50万円以内）に限る。） <p>ただし、別に定める補助対象要件を満たすものに限る。</p>	5分の2以内 <p>※ただし、新たに2名以上が雇用（1名当たり週20時間以上）されない場合は3分の1以内とする。</p> <p>※農業クラスター加算事業の補助対象要件に該当する場合は、2分の1以内とする。（ただし、新たに2名以上が雇用（1名当たり週20時間以上）されない場合は30分の13以内とする。）</p>	次の計画販売金額に応じた事業費上限額に補助率を乗じて得た額を上限とし、3億円以内とする。 ①計画販売金額300万円以上600万円未満/10aの場合、事業費上限額3,000万円/10a ②計画販売金額600万円以上800万円未満/10aの場合、事業費上限額3,500万円/10a ③計画販売金額800万円以上1,000万円未満/10aの場合、事業費上限額4,000万円/10a ④計画販売金額1,000万円以上/10aの場合、事業費上限額4,500万円/10a <p>※上記の計画販売金額は、今回整備するハウスに係る金額とする。</p>
生産関連 施設整備 事業	市町村、 農業法人 又は民間 企業	市町村、市町村 農業公社、農業 協同組合、農業 協同組合連合 会、農業法人、 農業者が組織 する団体又は 民間企業	農業クラスタープランに位置付けられた次世代型ハウスの整備、露地園芸作物の生産拡大等に伴って必要となる次の生産関連施設等の整備（増築及び高度化を含む。）に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・育苗施設及び設備（閉鎖型苗生産設備、育苗機器等） ・集出荷施設及び設備（選果選別設備、出荷調製設備、予冷設備等） ・エネルギー供給施設及び設備 ・研究・開発施設及び設備 ・有機物処理・利用施設及び設備 ・貯蔵施設及び設備 ・露地園芸作物の栽培関連施設及び機械・設備 ・その他（知事が特別に認める施設及び設備） <p>ただし、別に定める補助対象要件を満たすものに限る。</p>	5分の2以内 <p>※農業クラスター加算事業の補助対象要件に該当する場合は、2分の1以内とする。</p>	5,000万円を上限とする。

事業区分	補助事業者	事業実施主体	補助対象経費	補助率	補助金上限額
農業クラスター加算事業	市町村、農業法人又は民間企業	次世代型ハウス整備事業、生産関連施設整備事業又は補助を受けようとする強い農業づくり総合支援交付金、産地生産基盤パワーアップ事業、農山漁村振興交付金等（以下「国事業の交付金」という。）の交付要綱等に規定する事業実施主体	国事業の交付金等又は高知県次世代型ハウス・農業クラスター促進事業を活用し、農業クラスタープランに位置づけられた次の次世代型ハウス又は生産関連施設の整備に要する経費 ・次世代型ハウス整備事業又は生産関連施設整備事業で補助対象経費となっている施設及び設備 ただし、別に定める補助対象要件を満たすものに限る。	10分の1以内 ※国事業の交付金等の補助率に継ぎ足すものとする。 （次世代型ハウス整備事業又は生産関連施設整備事業を活用する場合は、各事業の定めによる。）	6,000万円を上限とする。 （次世代型ハウス整備事業又は生産関連施設整備事業を活用する場合は、各事業の定めによる。）
雇用奨励事業	市町村、農業法人又は民間企業	市町村、市町村農業公社、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業法人、農業者が組織する団体又は民間企業	新規雇用に要する経費 ・農業クラスタープランに位置づけられた新規雇用 ただし、別に定める補助対象要件を満たすものに限る。	県内新規雇用者1人につき100万円を乗じて得た額を補助金額とする。	
アドバイザー支援事業	市町村	市町村、市町村農業公社、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業法人、農業者が組織する団体又は民間企業	専門知識や技術を有する人材の委嘱等に要する経費 ・次世代型ハウスの経営安定や農業クラスターの維持発展のために委嘱等をしたアドバイザー ただし、別に定める補助対象要件を満たすものに限る。	定額	1人当たり年間100万円を上限とする。

(注)・事業区分の各事業については、単独での利用及び併用を可能とする。

- ・他の補助事業と重複するものは補助対象外とする（農業クラスター加算事業を除く）。
- ・算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。